

議案第1号

私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する
取扱基準の改正（案）について

○文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）及び留意事項と千葉県の私立高等学校通信課程設置認可等に関する取扱基準の対応状況

	文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）	文部科学省策定の標準例に係る留意事項	「私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準」対応箇所 （「私立高等学校の設置認可に関する基準」、「高等学校通信教育規程」、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」など、準拠する関係規程等に対応する箇所を含む）
1	<p>[1]立地条件等に関すること</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。(A)</p>		<p>○私立高等学校の設置認可に関する基準(県作成)</p> <p>第4 立地等 高等学校は、学校教育の場として適切な環境に立地し、また、本県の高等学校教育に対する要請に適合するものとする。(A)</p> <p>※参考</p> <p>○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準(県作成)</p> <p>第5-1 (通信教育連携協力施設)</p> <p>2 通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。 (1) 実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。 (2) 提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。 (3) 風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと。</p>
2	<p>[2]名称に関すること</p> <p>1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。(B)</p> <p>2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。(C)</p>		<p>○私立高等学校の設置認可に関する基準(県作成)</p> <p>第3 名称 高等学校の名称は、学校の目的使命にふさわしく、かつ、既設の学校の名称と紛らわしくないものとする。(B)</p> <p>○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準(県作成)</p> <p>第8 (生徒募集) 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。(C)</p>
3	<p>[3]規模に関すること</p> <p>1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。(D) *1</p> <p>2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定する(E)ものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。*2</p> <p>【※県基準に追加「第3(規模)1」】</p> <p>3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。</p> <p>【※県基準に追加「第3(規模)2」】</p> <p>*1 高等学校通信教育規程第4条第1項 *2 高等学校通信教育規程第4条第2項</p>		<p>○高等学校通信教育規程(国作成)</p> <p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。(D)</p> <p>2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。(E)</p>
4	<p>[4]通信教育を行う区域に関すること</p> <p>1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。(F)</p> <p>2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。(G)</p>	<p>標準例の[4]2において、「通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと」としているが、実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきであること。</p> <p>【※県基準に追加「第5-1(通信教育連携協力施設)9」】</p>	<p>○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準(県作成)</p> <p>第4 (通信教育実施区域)</p> <p>1 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の通信教育を受ける生徒の住所の範囲(以下「通信教育実施区域」という。)は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。(F)</p> <p>2 通信教育実施区域に他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。(G)</p>

	文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）	文部科学省策定の標準例に係る留意事項	「私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準」対応箇所（「私立高等学校の設置認可に関する基準」、「高等学校通信教育規程」、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」など、準拠する関係規程等に対応する箇所を含む）
5	<p>[5] 教職員組織に関すること</p> <p>1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。<u>(H)</u> *3</p> <p>2 <u>実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。</u> *4</p> <p>【※県基準に追加「第7（教職員）2」】</p> <p>3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。<u>(I)</u> *5</p> <p>4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。 <u>(J)</u></p> <p>5 <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。</u></p> <p>【※県基準に追加「第7（教職員）3」】</p> <p>*3 高等学校通信教育規程第5条</p> <p>*4 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第1項</p> <p>*5 高等学校通信教育規程第6条</p>	<p>標準例の[5]1において、「教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること」としているが、学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意すること。</p>	<p>○高等学校通信教育規程(国作成) （教諭の数等）</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。<u>(H)</u> （事務職員の数）</p> <p>第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。<u>(I)</u></p> <p>○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準(県作成) 第7（教職員） 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。<u>(J)</u></p>
6	<p>[6] 施設及び設備に関すること</p> <p>1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。<u>(K)</u></p> <p>2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。<u>(L)</u> *6</p> <p>特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。<u>(M)</u></p> <p>*6 高等学校通信教育規程第9条第1項及び第2項</p>		<p>○私立高等学校の設置認可に関する基準(県作成) 第6 施設等</p> <p>3 高等学校の校地、校舎及び体育館は、原則として負担付き又は借用であってはならない。<u>(K)</u></p> <p>○高等学校通信教育規程(国作成) （校舎に備えるべき施設）</p> <p>第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</p> <p>一 教室（普通教室、特別教室等とする。）</p> <p>二 図書室、保健室</p> <p>三 職員室</p> <p>2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。<u>(L)</u></p> <p>○高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(国作成) 1. 学校の管理運営に関する事項 （2）施設及び設備の整備等</p> <p>③ 実施校の施設及び設備は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、職員室、専門教育を施すための施設）のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。<u>(M)</u> また、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。</p>

	文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）	文部科学省策定の標準例に係る留意事項	「私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準」対応箇所（「私立高等学校の設置認可に関する基準」、「高等学校通信教育規程」、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」など、準拠する関係規程等に対応する箇所を含む）
7	<p>[7] 通信教育連携協力施設に関すること</p> <p>1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。 <u>(O)</u> *7</p> <p>2 面接指導等実施施設は、<u>実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。</u> *8 【※県基準に追加「第5-2（面接指導等実施施設）2」】</p> <p>3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。 <u>(P)</u> *9</p> <p>4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。 <u>(O)</u> *10</p> <p>5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。 <u>(R)</u> *11</p> <p>6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、<u>前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。</u>【※県基準に追加「第5-1（通信教育連携協力施設）3」、「第5-2（面接指導等実施施設）1」】また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参照して確認を行う <u>(S)</u> *12ものとし、<u>その結果もあわせて文書により示すこと。</u> 【※県基準に追加「第5-1（通信教育連携協力施設）4」】</p> <p>7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。 <u>(T)</u> *13</p> <p>8 <u>面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</u> 【※県基準に追加「第5-2（面接指導等実施施設）3」】</p> <p>9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。 <u>(U)</u></p> <p>10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、 <u>(V)</u> 必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。</p> <p>11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。 <u>(W)</u></p> <p>*7 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項 *8 高等学校通信教育規程第3条第2項 *9 高等学校通信教育規程第10条の2第1項及び第2項 *10 高等学校通信教育規程第10条の2第1項 *11 高等学校通信教育規程第10条の2第2項 *12 高等学校通信教育規程第10条の2第3項 *13 高等学校通信教育規程第10条の2第1項</p>	<p>標準例の[7]6において、実施校の設置者は、「当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準を参照して確認を行う」としているが、認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参照し、適切な維持管理に努めるべきであること。</p>	<p>○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準（県作成）</p> <p>第5-1（通信教育連携協力施設）</p> <p>1 実施校の設置者は、規程第3条に規定する通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。</p> <p>2 通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。</p> <p>（1）実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。</p> <p>（2）提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。 <u>(R)</u></p> <p>（3）風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと。 <u>(P)</u></p> <p>3 実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準に適合することを確認しなければならない。 <u>(S)</u></p> <p>4 実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地、定員及び教職員数を定めなければならない。</p> <p>第5-2（面接指導等実施施設）</p> <p>1 実施校の設置者は、<u>面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を確保しなければならない。</u> <u>(O)</u></p> <p>2 面接指導等実施施設は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は、指定技能教育施設（法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）でなければならない。</p> <p>第5-3（学習等支援施設）</p> <p>1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。</p> <p>2 実施校の設置者は、<u>学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。</u> <u>(U)</u></p> <p>○高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（国作成）</p> <p>1. 学校の管理運営に関する事項</p> <p>（3）通信教育連携協力施設の設置等</p> <p>②通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、<u>面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。</u> <u>(O)</u></p> <p>⑨面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保すること。 <u>(T)</u></p> <p>（4）通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等</p> <p>②実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合において、実施校の設置者と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。 <u>(V)</u></p> <p>⑤生徒募集の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。</p> <p>⑥通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。 <u>(W)</u> 上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校ではないことが明確になるようにすること。</p>

	文部科学省策定の通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）	文部科学省策定の標準例に係る留意事項	「私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準」対応箇所（「私立高等学校の設置認可に関する基準」、「高等学校通信教育規程」、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」など、準拠する関係規程等に対応する箇所を含む）
8	<p>[8] 通信教育の方法等に関すること</p> <p>1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。<u>(X)</u></p> <p>2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。</p> <p>(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。<u>(Y)</u> *14</p> <p>(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。<u>(Z)</u> *15</p> <p>(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。<u>(AA)</u></p> <p>(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。<u>(AB)</u> *16</p> <p>(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。<u>(AC)</u></p> <p>*14 教育職員免許法第3条第1項</p> <p>*15 高等学校学習指導要領第1章第2款5</p> <p>*16 高等学校通信教育規程第4条の2</p>		<p>○高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン(国作成)</p> <p>2. 教育課程等に関する事項</p> <p>(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価</p> <p>① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。<u>(X)</u></p> <p>③ 全日制課程及び定時制課程においては1単位当たり35単位時間の授業が標準とされており、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと。<u>(Z)</u></p> <p>(2) 添削指導及びその評価</p> <p>① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまずきを的確に捉えて指導すること。</p> <p>② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。</p> <p>④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。<u>(AA)</u></p> <p>(3) 面接指導及びその評価</p> <p>② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。<u>(Y)</u></p> <p>⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。<u>(AB)</u></p> <p>(4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免</p> <p>⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。<u>(AC)</u></p> <p>○高等学校通信教育規程(国作成)</p> <p>(面接指導を受ける生徒数)</p> <p>第四条の二 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、四十人を超えてはならない。</p>
9	<p>[9] その他</p> <p>1 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。<u>(AD)</u></p> <p>2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。<u>(AE)</u></p>		<p>○高等学校通信教育規程（国作成）</p> <p>(情報の公表)</p> <p>第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。</p> <p>六 通信教育実施計画に関すること。</p> <p>○高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（国作成）</p> <p>1. 学校の管理運営に関する事項</p> <p>(6) 情報公開</p> <p>① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報（以下(d)から(i)までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。）を公表すること。</p> <p>(a)～(i) 省略</p> <p>② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表すること。<u>(AE)</u></p> <p>(7) その他</p> <p>⑤ 実施校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること。<u>(AD)</u></p>
10		<p>所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要であること。</p>	